

愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

※図・表の修正は煩雑になるためタイルに下線・マーカーをしています

		新	旧
		【現状と課題】	【現状と課題】
		課題	課題
第4節 保健施設の基盤整備			第4節 保健施設の基盤整備
1 地域保健法	1 地域保健法		
○ 地域保健法(昭和22年法律第101号)は平成6(1994)年に改正の後、平成9(1997)年4月に全面施行されました。地域保健対策の総合的な推進により地域住民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とし、同法第5条により保健所、及び同法第18条により市町村保健センターが設置されています。	○ 地域保健法(昭和22年法律第101号)は平成6(1994)年に改正の後、平成9(1997)年4月に全面施行されました。地域保健対策の総合的な推進により地域住民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とし、同法第5条により保健所、及び同法第18条により市町村保健センターが設置されています。	○ 地域保健の体系では、母子保健、栄養相談、歯科保健などの住民に身近で利用頻度の高い保健・福祉サービスは市町村が担当し、県及び政令市の設置する保健所は、地域保健の広域的・専門的かつ技術的拠点としての機能を強化することとしています。	○ 地域保健の体系では、母子保健、栄養相談、歯科保健などの住民に身近で利用頻度の高い保健・福祉サービスは市町村が担当し、県及び政令市の設置する保健所は、地域保健の広域的・専門的かつ技術的拠点としての機能を強化することとしています。
2 保健所の設置と機能強化	2 保健所の設置と機能強化		
○ <u>令和2(2020)年4月1日現在</u> 、本県では <u>12保健所6保健分室2駐在</u> を設置しています。「保健分室」は平成20(2008)年4月1日に受付業務に特化した組織として支所から改組し、設置したものです。また、政令指定都市の名古屋市は <u>保健所16支所</u> 、中核市の豊橋市、岡崎市、豊田市はそれぞれ1保健所を設置しています。	○ <u>令和2(2020)年4月1日現在</u> 、本県では <u>12保健所9保健分室</u> を設置しています。「保健分室」は平成20(2008)年4月1日に受付業務に特化した組織として支所から改組し、設置したものです。また、政令指定都市の名古屋市は <u>保健所6分室</u> 、中核市の豊橋市、岡崎市、豊田市はそれぞれ1保健所を設置しています。	○ 今後も、県保健所の果たすべき役割や、中核市・保健所政令市への移行など保健所を取り巻く状況の変化に応じて、県保健所の設置及び所管区域を見直す必要があります。	○ 今後も、県保健所の果たすべき役割や、中核市・保健所政令市への移行など保健所を取り巻く状況の変化に応じて、県保健所の設置及び所管区域を見直す必要があります。
○ 県保健所の設置及び所管区域の設定は、平成13(2001)年3月の地域保健医療計画の見直しにより、2次医療圏	○ 県保健所の設置及び所管区域の設定は、平成13(2001)年3月の地域保健医療計画の見直しにより、2次医療圏		

と老人福祉圏域（介護保険法に定めど区域）が一致したことにより、原則として2次医療圏ごとに1か所設置することとし、人口が著しく多い圏域（全国の2次医療圏の平均人口の約37万人をもつて、中部国際空港などを含む圏域には複数設置しています。

○ 保健所には、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師等の多種の専門的技術職員が配置されており、自殺・ひきこみ対策、肝炎対策及び新型インフルエンザ対策、難病対策、結核対策、エイズ対策、肝炎対策及び環境衛生や食品安全などの対物サービス業務を行なうとともに、地域特性を踏まえた質の高い保健サービスを提供できるよう支援を行なっています。

○ 少子高齢化の進展、単身世帯の増加等の住民生活スタイルの変化、非感染性疾患（NCD）対策の重要性増大や食品安全事案の広域化など地域保健を取り巻く状況は大きく変化しており、健康新たな取組が必要になります。

○ また、保健所は災害時には保健医療活動等の拠点としての役割を担っており、発災時に迅速に災害医療調整会議を開設し、医療救護班、DPAT（災害派遣精神医療チーム）等の配置や関係機関と連携して病院の被災状況等の情報収集を行うとともに、市町村と連携して必要な支援の情報収集と医療の調整にあたります。

と老人福祉圏域（介護保険法に定めど区域）が一致したことにより、原則として2次医療圏ごとに1か所設置することとし、人口が著しく多い圏域（全国の2次医療圏の平均人口の約37万人をもつて、中部国際空港などを含む圏域には複数設置しています。

○ 保健所には、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師等の多種の専門的技術職員が配置されており、自殺・ひきこみ対策、肝炎対策及び新型インフルエンザ対策、難病対策、結核対策、エイズ対策、肝炎対策及び環境衛生や食品安全などの対物サービス業務を行なうとともに、地域特性を踏まえた質の高い保健サービスを提供できるよう支援を行なっています。

○ 災害時の保健医療活動の拠点として機能するためには、平常時から地域における課題等について検討する体制を整備するなど、医療機関、医師会・歯科医師会・薬剤師会等医療関係団体、消防・警察、市町村等の行政機関、住民組織など様々な関係機関との連携を一層強化する必要が

○ 地域保健法第4条に基づく「地域保健対策の推進による基本的な指針」により、「①健全なまちづくりの推進」、「②専門的かつ技術的業務」、「③情報の収集、整理及び活用」、「④調査及び研究」、「⑤市町村に対する援助及び市町村相互間の連絡調整」の推進や、「⑥地域における健康危機管理の拠点」、「⑦企画及び調整」についての機能の強化を進めていくことにより、市町村、医療機関、学校や企業等と連携を図り、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域保健体制を推進していく必要があります。

○ 災害時の保健医療活動の拠点として機能するためには、平常時から地域における課題等について検討する体制を整備するなど、医療機関、医師会・歯科医師会・薬剤師会等医療関係団体、消防・警察、市町村等の行政機関、住民組織など様々な関係機関との連携を一層強化する必要が

○ 地域保健法第4条に基づく「地域保健対策の推進による基本的な指針」により、「①健全なまちづくりの推進」、「②専門的かつ技術的業務」、「③情報の収集、整理及び活用」、「④調査及び研究」、「⑤市町村に対する援助及び市町村相互間の連絡調整」の推進や、「⑥地域における健康危機管理の拠点」、「⑦企画及び調整」についての機能の強化を進めていくことにより、市町村、医療機関、学校や企業等と連携を図り、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域保健体制を推進していく必要があります。

○ 災害時の保健医療活動の拠点として機能するためには、平常時から地域における課題等について検討する体制を整備するなど、医療機関、医師会・歯科医師会・薬剤師会等医療関係団体、消防・警察、市町村等の行政機関、住民組織など様々な関係機関との連携を一層強化する必要が

○ 地域保健法第4条に基づく「地域保健対策の推進による基本的な指針」により、「①健全なまちづくりの推進」、「②専門的かつ技術的業務」、「③情報の収集、整理及び活用」、「④調査及び研究」、「⑤市町村に対する援助及び市町村相互間の連絡調整」の推進や、「⑥地域における健康危機管理の拠点」、「⑦企画及び調整」についての機能の強化を進めていくことにより、市町村、医療機関、学校や企業等と連携を図り、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域保健体制を推進していく必要があります。

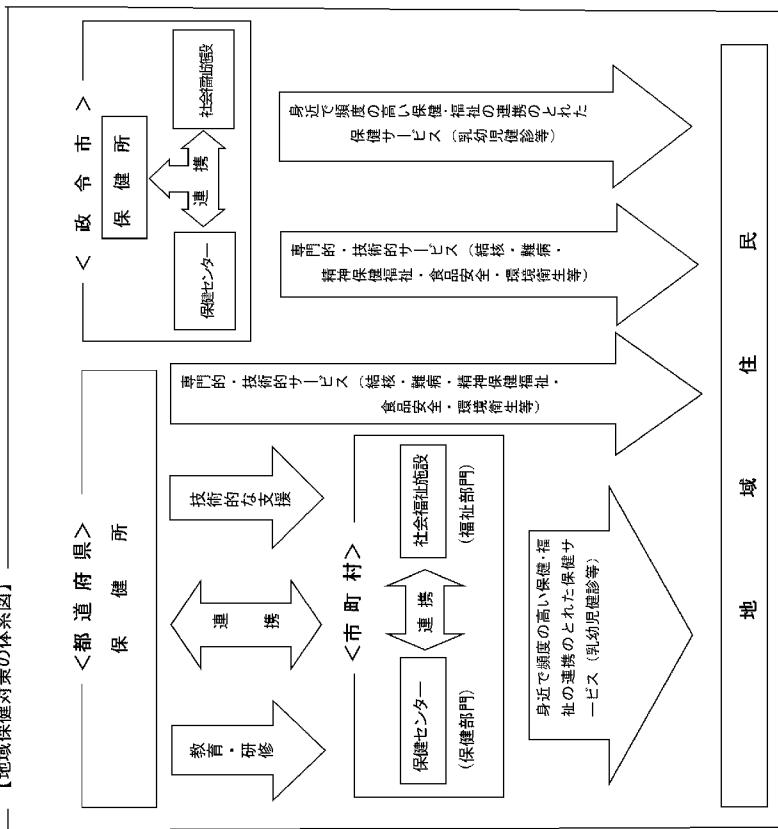
○ 災害時の保健医療活動の拠点として機能するためには、平常時から地域における課題等について検討する体制を整備するなど、医療機関、医師会・歯科医師会・薬剤師会等医療関係団体、消防・警察、市町村等の行政機関、住民組織など様々な関係機関との連携を一層強化する必要が

	<p>あります。</p>
3 市町村保健センター	<p>○ 市町村における保健活動の推進拠点である市町村保健センターは、母子保健事業、生活習慣病予防事業、栄養相談、歯科保健など住民に身近で利用頻度の高い保健サービスの重要な実施拠点についています。</p> <p>○ 複合施設（福祉施設等との併設）、類似施設（母子保健センター、老人福祉センターなど）を設置している市町村を含め、全ての市町村において保健センターの機能が整備されており、県内では身近な各種の保健サービスを提供する体制は整備されています。</p>
3 市町村保健センター	<p>○ 市町村における保健活動の推進拠点である市町村保健センターは、母子保健事業、生活習慣病予防事業、栄養相談、歯科保健など住民に身近で利用頻度の高い保健サービスの重要な実施拠点についています。</p> <p>○ 市町村保健センターは、母子保健事業、生活習慣病予防事業、栄養相談、歯科保健など住民に身近で利用頻度の高い保健サービスの重要な実施拠点についています。</p> <p>○ 市町村にはその運営について、引き続き専門的かつ技術的な支援を行う必要があります。</p>
3 市町村保健センター	<p>○ 市町村における保健活動の推進拠点である市町村保健センターは、母子保健事業、生活習慣病予防事業、栄養相談、歯科保健など住民に身近で利用頻度の高い保健サービスの重要な実施拠点についています。</p> <p>○ 市町村保健センターは、母子保健事業、生活習慣病予防事業、栄養相談、歯科保健など住民に身近で利用頻度の高い保健サービスの重要な実施拠点についています。</p> <p>○ 市町村保健センターは、母子保健事業、生活習慣病予防事業、栄養相談、歯科保健など住民に身近で利用頻度の高い保健サービスの重要な実施拠点についています。</p>

【今後の方策】

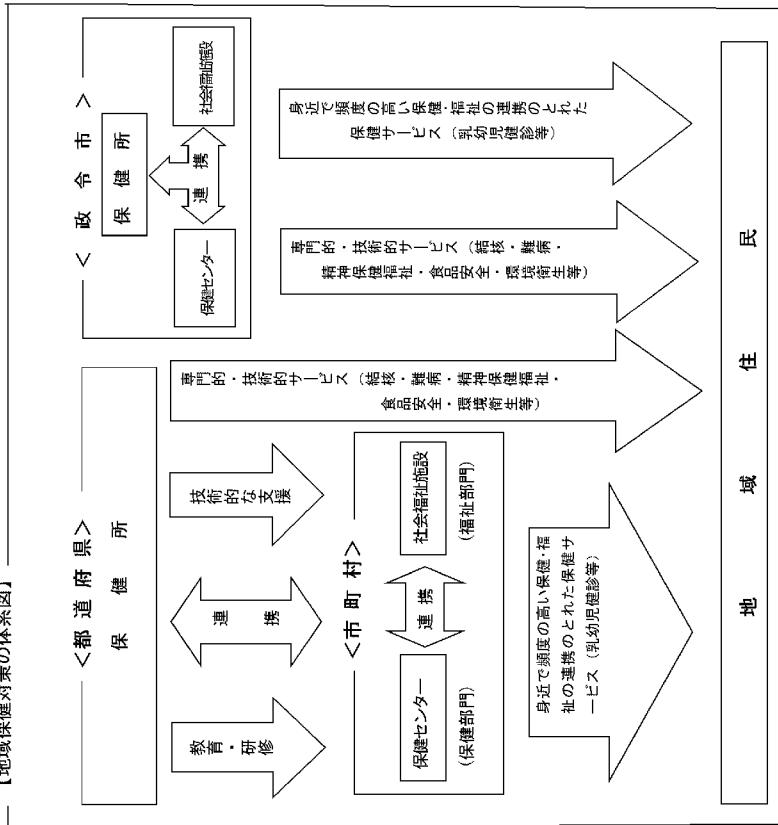
- 保健所の地域保健における広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能、地域における健康危機管理拠点としての機能及び災害時の保健医療活動等の拠点としての機能を進めるとともに、市町村や政令市との関係における県保健所の果たすべき役割などを見極めながら、今後も保健所の設置及び所管区域について必要な見直しを行います。

【地域保健対策の体系図】



※ 第4節においては、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号)」の川例により、地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条第3号で定める市を「保健所政令市」と記載し、地方自治法で定める指定都市や中核市と保健所政令市を統称して「政令市」と記載

【地域保健対策の体系図】



※ 第4節においては、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号)」の川例により、地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条第3号で定める市を「保健所政令市」と記載し、地方自治法で定める指定都市や中核市と保健所政令市を統称して「政令市」と記載

愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

*図・表の修正は煩雑になるためタイルに下線・マーカーをしています

新	旧				
第2章 機能を考慮した医療提供施設の整備目標 第1節 がん対策 【現状と課題】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 5px;"> 現 状 <ul style="list-style-type: none"> ○ がんの患者数等 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 5px;"> 課 題 <ul style="list-style-type: none"> ○ がんの患者数等 </td> </tr> </table> 1 がんの患者数等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県の悪性新生物による死亡数は、平成27(2015)年は18,911人、平成28(2016)年は19,087人、平成29(2017)年は19,181人、平成30(2018)年は19,496人と増加傾向にあり、総死亡の約30%を占めています。 ○ 全国がん登録によれば、平成28(2016)年の各部位のがん罹患状況は、男性で、前立腺、大腸、肺、胃、肝臓の順に多く、女性は、乳房、大腸、肺、子宮、肝臓の順となっています。(表2-1-1、2-1-2) <p>(表 2-1-1、2-1-2)</p>	現 状 <ul style="list-style-type: none"> ○ がんの患者数等 	課 題 <ul style="list-style-type: none"> ○ がんの患者数等 	第2章 機能を考慮した医療提供施設の整備目標 第1節 がん対策 【現状と課題】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 5px;"> 現 状 <ul style="list-style-type: none"> ○ がんの患者数等 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 5px;"> 課 題 <ul style="list-style-type: none"> ○ がんの患者数等 </td> </tr> </table> 1 がんの患者数等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県の悪性新生物による死亡数は、平成25(2013)年は18,491人、平成26(2014)年は18,527人、平成27(2015)年は18,911人、平成28(2016)年は19,087人と増加傾向にあり、総死亡の約30%を占めています。 ○ 本県のがん登録によれば、平成25(2013)年の各部位のがん罹患状況は、男性で、大腸、胃、前立腺、肝臓の順に多く、女性は、乳房、大腸、胃、肺、子宮、肝臓の順となっています。(表2-1-1、2-1-2) <p>(1) 予防・早期発見</p> <p>(2) 予防・早期発見</p> <p>(3) 予防・早期発見</p> <p>(4) 予防・早期発見</p>	現 状 <ul style="list-style-type: none"> ○ がんの患者数等 	課 題 <ul style="list-style-type: none"> ○ がんの患者数等
現 状 <ul style="list-style-type: none"> ○ がんの患者数等 	課 題 <ul style="list-style-type: none"> ○ がんの患者数等 				
現 状 <ul style="list-style-type: none"> ○ がんの患者数等 	課 題 <ul style="list-style-type: none"> ○ がんの患者数等 				
<p>(1) 予防・早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がんについて正しい知識を持ち、喫煙や食事、運動といった生活習慣とがんの発症に関連があることや、適切な生活習慣が予防に寄与することを知り、主体的に生活習慣の改善に努めることで、がんの罹患数を抑えることができます。 ○ 本県の喫煙率は、男性26.1%、女性6.4%です。(平成28(2016)年愛知県生活習慣関連調査) <p>(2) がん検診の受診率及び精度管理の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がんの早期発見のため、適切にがん検診を受診することが重要ですが、平成28(2016)年愛知県生活習慣関連調査) 	<p>(1) 予防・早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がんの発症が、喫煙、食生活や運動などの生活習慣とがんの発症に関連があることや、適切な生活習慣を維持することの重要性について県民の理解が一層広まるよう、知識普及に努める必要があります。 ○ 本県の喫煙率は、男性25.9%、女性6.3%です。(平成28(2016)年愛知県生活習慣関連調査) <p>(2) がん検診の受診率及び精度管理の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がんの早期発見のため、適切にがん検診を受診することが重要ですが、平成28(2016)年愛知県生活習慣関連調査) 				

<p>進基本計画に準じて胃がん、肺がん、大腸がんは50%と設定しており、一層の向上が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乳がんと子宮がんは、比較的若い年代で罹患するどもに、女性特有の心理的な制約が受診率に影響していると考えられるること、また、早期発見・早期治療による生存率が大幅に改善するため、国計画に準じて検診率の目標を50%と設定しており、受診率は向上傾向にありますが、県民に対して特にこれららの検診受診を一層働きかけていく必要があります。 	<p>成27(2015)年度の本県のがん検診の受診率は、胃がん検診9.1%、子宮がん検診29.2%、乳がん検診26.5%、肺がん検診14.9%、大腸がん検診15.7%となっています。(表2-1-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がん検診の実施主体である市町村において、国の推奨する科学的根拠に基づく検診を実施するとともに、検診精度の質の維持向上に努める必要があります。 ○ 本県においては、健康づくり推進協議会がん対策部会を設置し、胃、子宮、乳房、肺、及び大腸の5部位について市町村が行う検診の精度管理に資する技術的助言等を行っています。 	<p>(3) がんの発生状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国がん登録が法制化され、平成28(2016)年1月から開始しています。 ○ がんの予防等に関する県民への啓発や医療機関等における医療水準の向上等のために、がん登録の情報の利用などを通じ、がんのり患状況を含むがんの現状把握に努める必要があります。 ○ 県は、届出情報を集約し、国立がん研究センターへ提出するとともに、独自に統計分析を行って報告書を作成・配布しています。 ○ がん診療連携拠点病院では、院内がん登録が行われています。 <p>3 医療提供体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域におけるがん診療の連携を推進し、我が国に多いがん(肺がん、胃がん、大腸がん、肝がん、乳がん等)について、
<p>成29(2017)年度の本県のがん検診の受診率は、胃がん検診9.9%、子宮がん検診17.7%、乳がん検診16.8%、肺がん検診8.7%、大腸がん検診8.7%となっています。(表2-1-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がん検診の実施主体である市町村において、国の推奨する科学的根拠に基づく検診を実施するとともに、検診精度の維持向上に努める必要があります。 ○ 本県においては、健康づくり推進協議会がん対策部会を設置し、胃、子宮、乳房、肺、及び大腸の5部位について市町村が行う検診の精度管理に資する技術的助言等を行っています。 <p>(3) がんの発生状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国がん登録が法制化され、平成28(2016)年1月から開始しています。 ○ がんの予防等に関する県民への啓発や医療機関等における医療水準の向上等のために、がん登録の情報の利用などを通じ、がんのり患状況を含むがんの現状把握に努める必要があります。 ○ 県は、届出情報を集約し、国立がん研究センターへ提出するとともに、独自に統計分析を行って報告書を作成・配布しています。 ○ がん診療連携拠点病院では、院内がん登録が行われています。 <p>3 医療提供体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域におけるがん診療の連携を推進し、我が国に多いがん(肺がん、胃がん、大腸がん、肝がん、乳がん等)について、 	<p>成29(2017)年度の本県のがん検診の受診率は、胃がん検診9.1%、子宮がん検診26.5%、肺がん検診15.7%となっています。(表2-1-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がん検診の実施主体である市町村において、国の推奨する科学的根拠に基づく検診を実施するとともに、検診精度の維持向上に努める必要があります。 ○ 本県においては、健康づくり推進協議会がん対策部会を設置し、胃、子宮、乳房、肺、及び大腸の5部位について市町村が行う検診の精度管理に資する技術的助言等を行っています。 <p>(3) がんの発生状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国がん登録が法制化され、平成28(2016)年1月から開始しています。 ○ がんの予防等に関する県民への啓発や医療機関等における医療水準の向上等のために、がん登録の情報の利用などを通じ、がんのり患状況を含むがんの現状把握に努める必要があります。 ○ 県は、届出情報を集約し、国立がん研究センターへ提出するとともに、独自に統計分析を行って報告書を作成・配布しています。 ○ がん診療連携拠点病院では、院内がん登録が行われています。 <p>3 医療提供体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域におけるがん診療の連携を推進し、我が国に多いがん(肺がん、胃がん、大腸がん、肝がん、乳がん等)について、 	<p>○ がん登録で、県民のがんの状況や生存率等を正確に算出するためには、より多くのがん登録の届出や死亡情報の集積が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国がん登録により集められたデータをもとに、がんに関する正しい知識について県民の方へ周知・啓発する必要があります。 <p>○ 国が指定するがん診療連携拠点病院を中心とした県全体及び各医療圏単位での</p>

<p>がん診療連携体制の充実を図つていただく必要があります。</p> <p>○ 国が指定するがん診療連携拠点病院が指定されています。</p> <p>本県では、都道府県がん診療連携拠点病院が 1か所、地域がん診療連携拠点病院が 16か所指定されています。(表2-1-4)</p>	<p>質の高いがん医療の均てん化を図るために、厚生労働大臣によりがん診療連携拠点病院が指定されています。</p> <p>本県では、都道府県がん診療連携拠点病院が 1か所、地域がん診療連携拠点病院が 16か所指定されています。(表2-1-4)</p>	<p>がん診療連携体制の充実を図つていただく必要があります。</p> <p>○ がん診療連携体制の充実を図つていただく必要があります。</p> <p>○ がん診療連携拠点病院等において、がん患者が、適切なセカンドオピニオン等の情報を得ながら、病態やニーズに応じたがん治療が受けられるよう、適切な治療を受けられる体制を強化していく必要があります。</p> <p>○ がん患者の受療動向は、名古屋市周辺の医療圏では、<u>名古屋医療圏</u>への依存傾向がみられます。(表2-1-5)</p>	<p>がん診療連携体制の充実を図つていただく必要があります。</p> <p>○ がん診療連携体制の充実を図つていただく必要があります。</p> <p>○ 放射線療法や薬物療法を行っている病院を医療圏別、胃、大腸、乳腺、肺、子宮、肝臓等の部位別にみると医療圏により差異があります。(表2-1-7、2-1-8)</p>	<p>がん診療連携体制の充実を図つていただく必要があります。</p> <p>○ がん診療連携拠点病院と、地域の医療機関との連携をさらに進める必要があります。</p> <p>○ がん診療連携体制の充実を図つていただく必要があります。</p> <p>○ がん診療連携体制の充実を図つていただく必要があります。</p> <p>○ がんゲノム医療中核拠点病院に指定されている名大附属病院を中心とした医療提供体制の構築を進めます。</p>	<p>がん診療連携体制の充実を図つていただく必要があります。</p> <p>○ 国が指定するがん診療連携拠点病院及び県が指定するがん診療拠点病院と、地域の医療機関との連携をさらに進める必要があります。</p> <p>○ がん診療連携体制の充実を図つていただく必要があります。</p> <p>○ がん診療連携体制の充実を図つていただく必要があります。</p> <p>○ がんゲノム医療中核拠点病院に指定されている名大附属病院を中心とした医療提供体制の構築を進めます。</p>
--	--	--	---	--	--

	<p>○ 愛知県におけるがんの退院患者平均在院日数は17.5日であり、全国平均19.9日と比べて短くなっています。(平成26年患者調査)</p> <p>○ <u>平成30(2018)年のがん患者の自宅での死亡割合は11.5%です。</u>(人口動態統計)</p> <p>○ 全てのがん診療連携拠点病院等でがんに関する地域連携クリティカルパスを作成しています。</p> <p>○ 合併症予防などに資するため医科歯科連携による口腔ケア・口腔管理推進の取組が行われています。</p>	<p>○ 入院治療後に、住み慣れた家庭や地域の医療機関で適切な通院治療や療養を選択できるよう必要な体制を強化していく必要があります。</p> <p>○ 医療機関の受診に際して女性特有の心理的な制約が影響していると考えられるところから、医療機関での受診を受けやすいう環境を整備していく必要があります。</p> <p>○ さらなる医科歯科連携の充実を図る必要があります。</p>	<p>○ 愛知県におけるがんの退院患者平均在院日数は17.5日であり、全国平均19.9日と比べて短くなっています。(平成26年患者調査)</p> <p>○ <u>平成28(2016)年のがん患者の自宅での死亡割合は10.8%です。</u>(人口動態統計)</p> <p>○ 全てのがん診療連携拠点病院等でがんに関する地域連携クリティカルパスを作成しています。</p> <p>○ 合併症予防などに資するため医科歯科連携による口腔ケア・口腔管理推進の取組が行われています。</p>	<p>○ がん診断された直後の身心両面の苦痛を緩和する緩和ケアの実施が求められています。</p> <p>○ がんと診断された直後の身心両面での緩和ケアの実施の充実を図ていく必要があります。</p> <p>○ がん医療においては、患者の身心両面の苦痛を緩和する緩和ケアの実施が求められています。</p>	<p>○ 県内では緩和ケア病棟を有する施設は16施設、緩和ケアチームを有する施設は18施設です。(表2-1-10)</p> <p>○ 通院困難ながん患者に対する在宅がん医療総合診療料の届出を行っている医療機関は<u>575施設</u>(平成28(2016)年3月現在)となり、全ての医療圏にあります。</p> <p>○ 末期の患者が自宅等の住み慣れた環境で療養できるよう、在宅緩和ケアの充実を図る必要があります。</p>	<p>○ がん診断された直後の身心両面の苦痛を緩和する緩和ケアの実施が求められています。</p> <p>○ がんと診断された直後の身心両面での緩和ケアの実施の充実を図ていく必要があります。</p> <p>○ 医療技術の進歩によりがん治療後の生存期間が大幅に改善してきたことから、治療後に通院しながら就労などの社会生活が當めめるような外来緩和ケアの充実を図る必要があります。</p> <p>○ 末期の患者が自宅等の住み慣れた環境で療養できるよう、在宅緩和ケアの充実を図る必要があります。</p>
4 緩和ケア等	<p>○ がん医療においては、患者の身心両面の苦痛を緩和する緩和ケアの実施が求められています。</p> <p>○ がんと診断された直後の身心両面での緩和ケアの実施の充実を図っていく必要があります。</p> <p>○ がん医療においては、患者の身心両面の苦痛を緩和する緩和ケアの実施が求められています。</p>	<p>○ 医療技術の進歩によりがん治療後の生存期間が大幅に改善してきたことから、治療後に通院しながら就労などの社会生活が當めめるような外来緩和ケアの充実を図る必要があります。</p> <p>○ 末期の患者が自宅等の住み慣れた環境で療養できるよう、在宅緩和ケアの充実を図る必要があります。</p>	<p>○ がん医療においては、患者の身心両面の苦痛を緩和する緩和ケアの実施が求められています。</p> <p>○ がんと診断された直後の身心両面での緩和ケアの実施の充実を図ていく必要があります。</p> <p>○ がん医療においては、患者の身心両面の苦痛を緩和する緩和ケアの実施が求められています。</p>	<p>○ 県内では緩和ケア病棟を有する施設は19施設、緩和ケアチームを有する施設は29施設です。(表2-1-10)</p> <p>○ 通院困難ながん患者に対する在宅がん医療総合診療料の届出を行っている医療機関は<u>646施設</u>(令和2(2020)年7月現在)となり、全ての医療圏にあります。</p>	<p>○ がん診断された直後の身心両面の苦痛を緩和する緩和ケアの実施が求められています。</p> <p>○ がんと診断された直後の身心両面での緩和ケアの実施の充実を図ていく必要があります。</p> <p>○ がん医療においては、患者の身心両面の苦痛を緩和する緩和ケアの実施が求められています。</p>	<p>○ がん診断された直後の身心両面の苦痛を緩和する緩和ケアの実施が求められています。</p> <p>○ がんと診断された直後の身心両面での緩和ケアの実施の充実を図ていく必要があります。</p> <p>○ がん医療においては、患者の身心両面の苦痛を緩和する緩和ケアの実施が求められています。</p>
5 相談支援・情報提供	<p>○ 患者数の少ない小児・AYA世代のがんや希少がん、難治性がん等については、個々の患者の状況に応じた多様なニーズに対応する必要があります。</p> <p>○ がん診療連携拠点病院などに設置されている「がん相談支援センター」では、がん患者や家族の方に対し、がんに関する情報提供や療養についての相談に応じています。</p>	<p>○ 患者数の少ない小児・AYA世代のがんや希少がん、難治性がん等については、個々の患者の状況に応じた多様なニーズに対応する必要があります。</p> <p>○ がん診療連携拠点病院などに設置されている「がん相談支援センター」では、がん患者や家族の方に対し、がんに関する情報提供や療養についての相談に応じています。</p>	<p>○ 患者数の少ない小児・AYA世代のがんや希少がん、難治性がん等については、個々の患者の状況に応じた多様なニーズに対応する必要があります。</p> <p>○ がん診療連携拠点病院などに設置されている「がん相談支援センター」では、がん患者や家族の方に対し、がんに関する情報提供や療養についての相談に応じています。</p>	<p>○ 患者数の少ない小児・AYA世代のがんや希少がん、難治性がん等については、個々の患者の状況に応じた多様なニーズに対応する必要があります。</p> <p>○ がん診療連携拠点病院などに設置されている「がん相談支援センター」では、がん患者や家族の方に対し、がんに関する情報提供や療養についての相談に応じています。</p>	<p>○ 患者数の少ない小児・AYA世代のがんや希少がん、難治性がん等については、個々の患者の状況に応じた多様なニーズに対応する必要があります。</p> <p>○ がん診療連携拠点病院などに設置されている「がん相談支援センター」では、がん患者や家族の方に対し、がんに関する情報提供や療養についての相談に応じています。</p>	<p>○ 患者数の少ない小児・AYA世代のがんや希少がん、難治性がん等については、個々の患者の状況に応じた多様なニーズに対応する必要があります。</p> <p>○ がん診療連携拠点病院などに設置されている「がん相談支援センター」では、がん患者や家族の方に対し、がんに関する情報提供や療養についての相談に応じています。</p>

- がん患者が治療と仕事を両立できる環境を整備していくため、本人、企業、医療機関等の関係機関が連携していく必要があります。

- がん患者が治療と仕事を両立できる環境を整備していくため、本人、企業、医療機関等の関係機関が連携していく必要があります。

【今後の方策】

- 「第3期愛知県がん対策推進計画」に基づき、健康づくり推進協議会がん対策部会において進行管理をしながら、がん対策を推進します。
- 喫煙対策などのがん予防の取組を進めるとともに、愛知県がんセンター研究所での研究の成果を活用し、喫煙、食生活、運動等の生活習慣ががんの発症と深く関わっていることを各種の機会を通じて、県民に周知します。

(削除)

- 県民の禁煙支援や受動喫煙防止に資するよう、キャンペーン活動や情報提供を行います。

- 検診受診率の向上のため、市町村と協力し、がん検診に関する正しい知識や必要性に関する普及啓発、受診勧奨を行います。

- 市町村において効果的で効率的ながん検診が実施されるよう市町村のがん検診の事業評価や技術的助言を行います。

- がん検診及び精密検査に従事する専門職の資質の向上を図り、集積した情報報を的確に県民や医療機関に提供していきます。

- 「第3期愛知県がん対策推進計画」に基づき、がん患者とその家族が病状に応じた適切ながん医療が受けられる体制を整備します。特に、放射線療法、薬物療法始め質の高いがん医療のレベルの均一化を図るため、原則として2次医療圏に1か所（指定される病院がない場合は隣接医療圏の病院でカバーすることも含む）以上のがん診療連携拠点病院が指定されるよう支援していきます。

- また、県独自にがん診療拠点病院を指定することにより、県内のがん医療の均てん化をさらに進めています。
- 都道府県がん診療連携拠点病院として、本県のがん医療をリードし、地域がん診療連携拠点病院等の医療従事者に対する研修を実施してがんの専門的医療従事者の育成に努めます。また、併設の研究所や他の医療機関、大学と連携し、ゲノム医療の実用化を始めとする新しいがん医療

【今後の方策】

- 「第3期愛知県がん対策推進計画」に基づき、健康づくり推進協議会がん対策部会において進行管理をしながら、がん対策を推進します。
- 喫煙対策などのがん予防の取組を進めるとともに、愛知県がんセンター研究所での研究の成果を活用し、喫煙、食生活、運動等の生活習慣ががんの発症と深く関わっていることを各種の機会を通じて、県民に周知します。

○ 受動喫煙防止対策実施施設認定事業を実施することにより、受動喫煙防止対策をより一層進めています。

- 県民の禁煙支援や受動喫煙防止に資するよう、キャンペーン活動や情報提供を行います。
- 検診受診率の向上のため、市町村と協力し、がん検診に関する正しい知識や必要性に関する普及啓発、受診勧奨を行います。
- 市町村において効果的で効率的ながん検診が実施されるよう市町村のがん検診の事業評価や技術的助言を行います。
- がん検診及び精密検査に従事する専門職の資質の向上を図り、集積した情報報を的確に県民や医療機関に提供していきます。
- 「第3期愛知県がん対策推進計画」に基づき、がん患者とその家族が病状に応じた適切ながん医療が受けられる体制を整備します。特に、放射線療法、薬物療法始め質の高いがん医療のレベルの均一化を図るため、原則として2次医療圏に1か所（指定される病院がない場合は隣接医療圏の病院でカバーすることも含む）以上のがん診療連携拠点病院が指定されるよう支援していきます。
- また、県独自にがん診療拠点病院を指定することにより、県内のがん医療の均てん化をさらに進めています。
- 都道府県がん診療連携拠点病院として、本県のがん医療をリードし、地域がん診療連携拠点病院等の医療従事者に対する研修を実施してがんの専門的医療従事者の育成に努めます。また、併設の研究所や他の医療機関、大学と連携し、ゲノム医療の実用化を始めとする新しいがん医療

の基礎研究及び臨床応用研究など、がん医療に役立つ研究を推進します。

- がんゲノム医療中核拠点病院に指定されている名大附属病院やがんゲノム医療拠点病院に指定されている県がんセンターを中心に関連携しながら、がんゲノム医療の提供体制の構築を進めています。
- がん診療連携拠点病院の相談支援の機能や地域医療連携の機能を充実強化していきます。
- 女性が検診や治療を受けやすい環境づくりを進めています。
- 小児・AYA世代のがんについては、小児がん拠点病院と連携し、診療連携体制や相談支援体制等に関する協議を行うなど体制強化に努めています。
- 小児・AYA世代のがん、希少がん、難治性がん等に関する情報の提供に努めます。
- 仕事と治療の両立支援や就職支援、がん経験者の相談支援の取組をがん患者に提供できるよう努めます。
- 地域連携クリティカルパスの活用をより一層推進し、各分野における医療連携の充実を図ります。

【目標】

年齢調整死亡率(75歳未満 人口10万人対)
男性 85.2 → 男性 83.2 以下
女性 65.9 → 女性 56.5 以下 (平成30(2018)年)

年齢調整死率(75歳未満 人口10万人対)
小児・AYA世代のがん、希少がん、難治性がん等に関する情報の提供に努めます。
仕事と治療の両立支援や就職支援、がん経験者の相談支援の取組をがん患者に提供できるよう努めます。

【目標】
がん診療連携拠点病院の相談支援の機能や地域医療連携の機能を充実強化していきます。
女性が検診や治療を受けやすい環境づくりを進めています。
小児・AYA世代のがんについては、診療連携体制や相談支援のあり方を検討する会議を開催するなどの取組を進めています。

- 医療の基礎研究及び臨床応用研究など、がん医療に役立つ研究を推進します。県がんセンター愛知病院では、地域がん診療連携拠点病院として地域においてがん診療の連携・支援やがん医療水準の引き上げに努めるとともに緩和ケア病棟の機能を活かし、がん患者及び家族の生活の質の向上に努めています。
- がんゲノム医療中核拠点病院に指定される名大附属病院を中心に関連携しながら、がんゲノム医療の提供体制の構築を進めています。

表2-1-1 主要部位のがんの推計患者数（男性）

部位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
胃	4,006	3,848	4,040	4,025	4,140	3,981	4,395
肺	3,769	3,960	3,941	4,198	1,132	4,172	4,539
大腸	3,551	3,781	3,755	4,013	4,198	4,110	4,581
前立腺	3,254	3,790	3,863	4,030	3,991	4,248	4,618
肝臓	1,349	1,324	1,339	1,274	1,257	1,175	1,264
全部部位合計	22,804	24,283	24,569	25,518	25,957	26,121	28,363
全額部位合計	20,669	21,874	22,804	24,283	24,569	25,518	25,957

表2-1-2 主要部位のがんの推計患者数（女性）

部位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
乳房	3,135	3,419	3,538	3,661	3,776	4,222	4,551
大腸	2,667	2,747	2,899	3,032	3,066	3,276	3,539
胃	1,694	1,735	1,709	1,789	1,820	1,692	1,832
肺	1,565	1,646	1,649	1,712	1,783	1,796	2,016
子宮	1,071	1,194	1,269	1,299	1,334	1,362	1,518
肝臓	700	715	610	627	600	603	617
全部部位合計	15,671	16,717	17,131	17,926	18,121	18,991	20,711
全額部位合計	20,669	21,874	22,804	24,283	24,569	25,518	25,957

表2-1-3 がん検診受診率（愛知県）

資料：愛知県悪性新生物患者登録事業（愛知県健康福祉部）
注：推計患者数は、上皮内がんを除いた数です。

全部部位合計は次に記載した主要部位と、それ以外の全ての部位を含むがんの推計患者数です。

「大腸」は、結腸、直腸S状結腸移行部、直腸を合算した数です。

登録精度が低い（登録数が少ない）場合は、推計患者数が低値となるため、縦年的に推計患者数の推移を比較する場合には注意が必要です。

表2-1-3 がん検診受診率（愛知県）

年度	がん検診受診率				資料：地域保健・健診標準化事業報告
	胃がん	大腸がん	乳がん	子宮がん	
平成29年度	9.9	8.7	8.7	16.8	17.7
平成28年度	10.1	8.9	9.1	15.6	15.0
平成27年度	9.1	15.7	14.9	26.5	29.2
平成26年度	14.6	24.5	24.3	30.6	40.3
平成25年度	14.5	24.2	23.8	31.6	39.0
平成24年度	13.5	23.4	25.0	19.8	31.1
平成23年度	14.6	25.0	27.1	22.1	30.5
平成22年度	14.9	22.7	27.2	22.2	30.5

資料：地域保健・健診標準化事業報告

（子宮がん、乳がんは縦年受診率、胃がんは平成23年度から縦年受診率）

注1：受診率算定期間午時

○平成22年度から平成24年度まで：40歳以上（子宮がんは20歳以上）

○平成25年度から平成27年度まで：10歳から69歳未満（子宮がんは20歳以上）

注2：地域保健・健診標準化事業報告」のがん検診受診率の対象者について、は、平成27年度から以下のとおり変更となりました。

○平成28年度から胃がん検診受診率の対象者については、平成27年度から40歳から69歳まで（子宮がんは20歳以上）

○平成28年度から胃がん検診受診率の対象者については、平成27年度から50歳から69歳までに変更された。

（変更前）職域等で受診機会のある人を除き、がん検診受診率台帳等から正確な対象者数を計算する。

（変更後）職域等で受診機会のある人を含め、各がん検診の対象午前の全件数を計算する。

（変更後）職域等で受診機会のある人を含め、各がん検診の対象午前の全件数を計算する。

注1：受診率算定期間午時

○平成22年度から平成24年度まで：10歳から69歳未満（子宮がんは20歳以上）

注2：地域保健・健診標準化事業報告」のがん検診受診率の対象者について、は、平成27年度から以下のとおり変更となりました。

○平成28年度から胃がん検診受診率の対象者については、平成27年度から40歳から69歳まで（子宮がんは20歳以上）

○平成28年度から胃がん検診受診率の対象者については、平成27年度から50歳から69歳までに変更された。

（変更前）職域等で受診機会のある人を除き、がん検診受診率台帳等から正確な対象者数を計算する。

（変更後）職域等で受診機会のある人を含め、各がん検診の対象午前の全件数を計算する。

（変更後）職域等で受診機会のある人を含め、各がん検診の対象午前の全件数を計算する。

（変更後）職域等で受診機会のある人を含め、各がん検診の対象午前の全件数を計算する。

表2-1-6 がんの部位別手術等実施病院数

部位	名古屋・尾張中部	海部	尾張東部	尾張西部	尾張北部	知多半島	西三河西部	西三河南部	東三河西部	東三河南部	東三河	東三河南部	四三河	西三河西部	西三河南部	北	東二河	東二河南部	合計
胃	25	2	5	7	7	8	3	2	4	0	6	69							6
大腸	30	2	5	7	7	10	4	2	5	1	8	81							63
乳腺	19	2	4	6	5	10	2	2	5	0	7	62							70
肺	14	0	3	3	4	1	2	2	3	0	3	35							52
子宮	11	0	3	3	4	1	2	1	2	0	1	28							32
肝臓	14	1	3	2	5	1	2	1	3	0	2	34							28

資料：愛知県医療機能情報公表システム（令和元年度調査）

注：平成30年度に手術を10件以上行った病院数を表しています。

表2-1-7 放射線療法実施施設数

部位	名古屋・尾張中部	海部	尾張東部	尾張西部	尾張北部	知多半島	西三河西部	西三河南部	東三河西部	東三河南部	東三河	東三河南部	四三河	西三河西部	西三河南部	北	東二河	東二河南部	合計
胃	13	1	2	3	2	2	2	2	4	0	4	35							37
乳腺	14	1	3	2	4	2	2	2	4	0	6	40							39
肺	15	1	3	3	4	2	2	2	4	0	6	42							41
子宮	14	1	3	4	4	2	2	2	3	0	5	40							41

資料：愛知県医療機能情報公表システム（令和元年度調査）

表2-1-8 薬物療法実施病院数

部位	名古屋・尾張中部	海部	尾張東部	尾張西部	尾張北部	知多半島	西三河西部	西三河南部	東三河西部	東三河南部	東三河	東三河南部	四三河	西三河西部	西三河南部	北	東二河	東二河南部	合計
胃	42	3	8	12	10	16	6	4	10	1	10	119							104
大腸	42	3	8	12	10	16	6	4	10	1	10	122							105
乳腺	33	3	7	9	8	14	4	4	10	1	8	101							83
肺	27	2	5	8	6	8	3	3	6	1	6	75							67
子宮	22	2	4	5	4	8	2	1	3	0	4	55							48
肝臓	36	3	7	8	9	15	4	3	5	1	10	101							90

資料：愛知県医療機能情報公表システム（令和元年度調査）

表2-1-9 外来における薬物療法（化学療法）実施病院数

部位	名古屋・尾張中部	海部	尾張東部	尾張西部	尾張北部	知多半島	西三河西部	西三河南部	東三河西部	東三河南部	東三河	東三河南部	四三河	西三河西部	西三河南部	北	東二河	東二河南部	合計
名古屋・尾張中部	43	2	11	10	10	12	8	7	9	5	5	122							112

資料：愛知県医療機能情報公表システム（令和元年度調査）

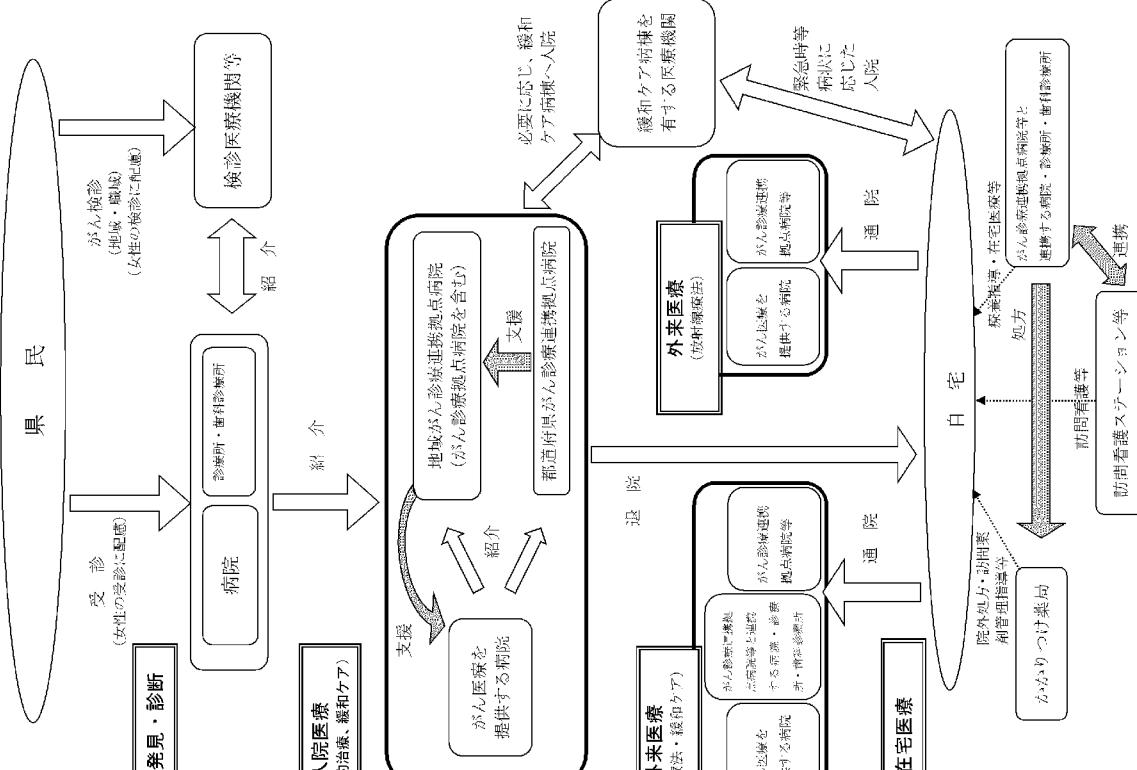
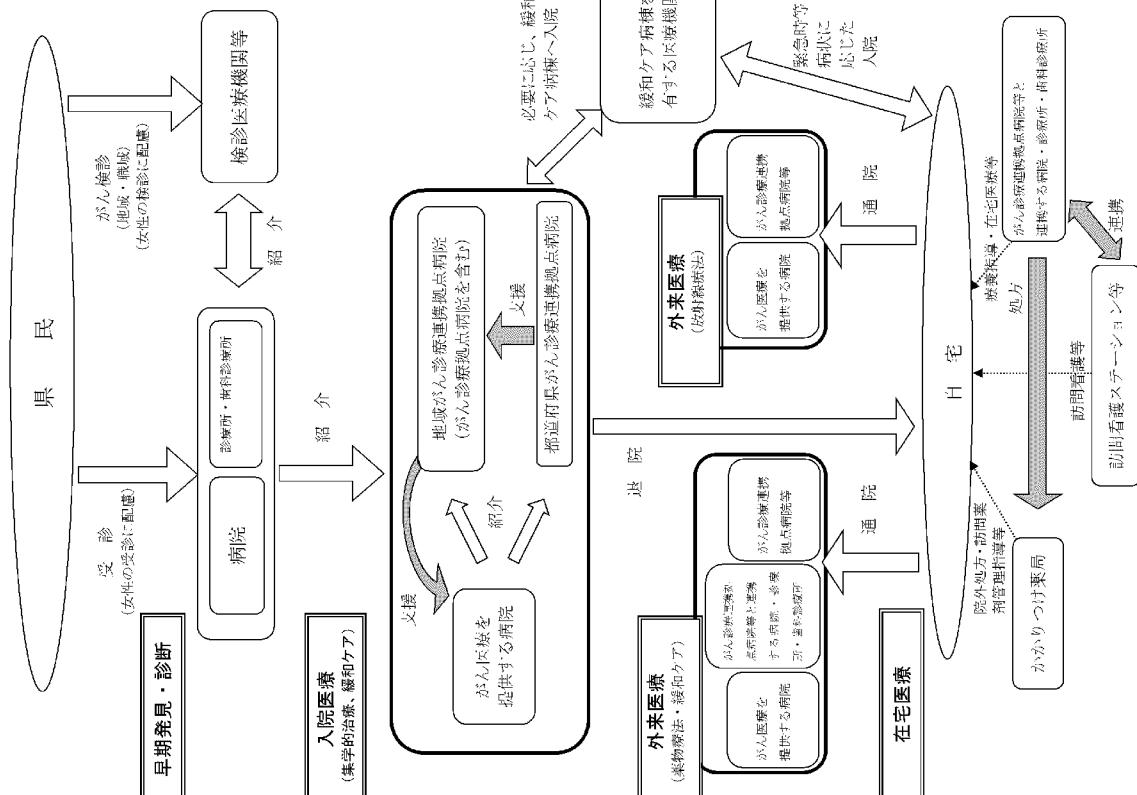
表2-1-10 外来における薬物療法（化学療法）実施病院数

部位	名古屋・尾張中部	海部	尾張東部	尾張西部	尾張北部	知多半島	西三河西部	西三河南部	東三河西部	東三河南部	東三河	東三河南部	四三河	西三河西部	西三河南部	北	東二河	東二河南部	合計
名古屋・尾張中部	38	3	10	10	7	9	7	4	10	2	12	112							112

資料：愛知県医療機能情報公表システム（平成29年度調査）

がん 医療連携体系図

がん 医療連携体系図



【がん 医療連携体系図の説明】

○ 早期発見・診断

- ・ 県民は有症状時には病院、診療所、歯科診療所への受診、無症状時に検診医療機関等においてがん検診を受けています。
- ・ 県民は、必要に応じて専門的医療を行う病院等で受診します。
- ・ 女性ががんを含めた身体の悩みで、受診しやすい環境づくりを進めています。

○ 入院医療

- ・ 「都道府県がん診療連携拠点病院」である県がんセンターでは、本県のがん医療をリードし、地域がん診療連携拠点病院等の医療従事者に対する研修を実施してがんの専門的医療従事者の育成に努めています。
- ・ 「地域がん診療連携拠点病院」等では、手術療法・放射線療法・薬物療法による集学的治療及び緩和ケア等、専門的ながん医療を提供しています。
- ・ 必要に応じて緩和ケア病棟を有する医療機関への入院が実施されます。

○ 外来医療

- ・ 退院後は病状や年齢・就労状況等に応じて、外来で治療及び経過観察が行われます。
- ・ 必要に応じて外来緩和ケアが実施されます。
- ・ 事業所の人事労務担当者・産業医等とがん診療連携拠点病院等及び連携する医療機関は、従業員ががんになつても働きながら外来通院を行えるよう、従業員の同意のもとがん治療に関する情報の共有を進めています。

○ 在宅医療

- ・ 退院後は病状や年齢等に応じて、在宅で治療及び経過観察が行われます。
- ・ かかりつけ医の指示のもとで、かかりつけ薬局による服薬指導や麻薬の管理などが行われます。
- ・ 必要に応じて在宅訪問診療・訪問看護を通じた緩和ケアが実施されます。
- ・ 必要に応じてかかりつけ歯科医による口腔ケア・口腔管理が実施されます。

※ 具体的な医療機関名は、別表に記載しています。】

【がん 医療連携体系図の説明】

○ 早期発見・診断

- ・ 県民は有症状時には病院、診療所、歯科診療所への受診、無症状時に検診医療機関等においてがん検診を受けています。
- ・ 県民は、必要に応じて専門的医療を行う病院等で受診します。
- ・ 女性ががんを含めた身体の悩みで、受診しやすい環境づくりを進めています。

○ 入院医療

- ・ 「都道府県がん診療連携拠点病院」である県がんセンター中央病院では、本県のがん医療をリードし、地域がん診療連携拠点病院等の医療従事者に対する研修を実施してがんの専門的医療従事者の育成に努めています。
- ・ 「地域がん診療連携拠点病院」等では、手術療法・放射線療法・薬物療法による集学的治療及び緩和ケア等、専門的ながん医療を提供しています。
- ・ 必要に応じて緩和ケア病棟を有する医療機関への入院が実施されます。

○ 外来医療

- ・ 退院後は病状や年齢・就労状況等に応じて、外来で治療及び経過観察が行われます。
- ・ 必要に応じて外来緩和ケアが実施されます。
- ・ 事業所の人事労務担当者・産業医等とがん診療連携拠点病院等及び連携する医療機関は、従業員ががんになつても働きながら外来通院を行えるよう、従業員の同意のもとがん治療に関する情報の共有を進めています。

○ 在宅医療

- ・ 退院後は病状や年齢等に応じて、在宅で治療及び経過観察が行われます。
- ・ かかりつけ医の指示のもとで、かかりつけ薬局による服薬指導や麻薬の管理などが行われます。
- ・ 必要に応じて在宅訪問診療・訪問看護を通じた緩和ケアが実施されます。
- ・ 必要に応じてかかりつけ歯科医による口腔ケア・口腔管理が実施されます。

※ 具体的な医療機関名は、別表に記載しています。】

用語の解説

- 全国がん登録
これまで行われてきた都道府県による任意の登録制度であった「地域がん登録」に代わり、がんと診断された人の診療結果や治療内容などのデータが、都道府県に設置された「がん登録室」を通じて集められ、国のデータベースで一元管理される新しい仕組みで、平成28年1月に始まりました。
- 院内がん登録
医療機関において、がんの診断、治療、予後などの情報を集積し、院内におけるがん診療の向上と患者への支援を目指して行われる登録事業のことです。
- 愛知県がん対策推進計画
がん対策基本法に基づき、愛知県におけるがん治療の総合的な計画的な推進を図るために、平成30年3月に見直し策定されました。計画では、子どもから高齢者までライフステージに応じたがん対策を企業や団体と連携して取り組むことや、がん患者や家族への相談支援体制の充実を図り、がんになつても安心して自分らしく暮らせることの実現を目指します。
- がん診療連携拠点病院
全国どこに住んでも均しく高度ながん医療を受けることができるよう、厚生労働大臣が指定する病院以外で、国が指定する病院であり、緩和ケアチーム、相談支援センターなどの設置等が義務づけられています。都道府県に概ね1か所指定される都道府県がん診療連携拠点病院と2次医療圏に1か所選出指定される地域がん診療連携拠点病院があります。
- がん診療連携拠点病院
全国どこに住んでも均しく高度ながん医療を受けることができるよう、厚生労働大臣が指定する病院以外で、国が指定する病院であり、緩和ケアチーム、相談支援センターなどの設置等が義務づけられています。都道府県に概ね1か所指定される都道府県がん診療連携拠点病院と2次医療圏に1か所選出指定される地域がん診療連携拠点病院があります。
- がん診療連携拠点病院
本県のがん医療の充実強化を図るため、厚生労働大臣が指定する病院以外で、がん細胞周囲の正常組織の損傷が最小限に抑えることを満たす高度ながん医療を提供する病院を愛知県独自に指定した病院です。
- 薬物療法（化学療法）
薬物療法とは、薬を使う治療のことです、がんの場合は、抗がん剤、ホルモン剤等を使う化學療法を指します。
- 粒子線治療
水素や炭素の原子核を高速に加速したものを粒子線といいます。従来のエックス線による治療と比較して、がん細胞周囲の正常組織の損傷が最小限に抑えられ、がん細胞のみを強力に狙い打ちすることができる点で大きな効果が期待できるがん治療法です。
- 緩和ケア
単なる延命治療ではなく、患者の身体的及び精神的な苦痛を緩和するとともに、生活面でのケア、家族への精神的ケアなどをを行う、患者の「生」への質を重視した医療をいいます。また、こうした機能を持つ専門施設が緩和ケア病棟、又はホスピスといわれています。
- 住宅がん医療総合診療
居宅において療養を行っている施設困難な末期のがん患者に対し、定期的に訪問診療や訪問看護を行い、患者の急変時等にも対応できる体制があるなど総合的医療を提供できる診療所により行われている診療のことです。
- 地域連携クリティカル・バス
地域内で各医療機関が共有する、各患者に対する治療開始から終了までの全体的な計画のことです。
- AVA世代
思春期・若年成人世代 (Adolescent and Young Adult, AYA) を指します。
AVA世代に発症するがんは、診療体制が定まっておらず、小児と成人領域の狭間で患者が適切な治療が受けられない等の特徴があります。

用語の解説

- 全国がん登録
これまで行われてきた都道府県による任意の登録制度であった「地域がん登録」に代わり、がんと診断された人の診療結果や治療内容などのデータが、都道府県に設置された「がん登録室」を通じて集められ、国のデータベースで一元管理される新しい仕組みで、平成28年1月に始まりました。
- 院内がん登録
医療機関において、がんの診断、治療、予後などの情報を集積し、院内におけるがん診療の向上と患者への支援を目指して行われる登録事業のことです。
- 愛知県がん対策推進計画
がん対策基本法に基づき、愛知県におけるがん治療の総合的な計画的な推進を図るために、平成30年3月に見直し策定されました。計画では、子どもから高齢者までライフステージに応じたがん対策を企業や団体と連携して取り組むことや、がん患者や家族への相談支援体制の充実を図り、がんになつても安心して自分らしく暮らせることの実現を目指します。
- がん診療連携拠点病院
全国どこに住んでも均しく高度ながん医療を受けることができるよう、厚生労働大臣が指定する病院以外で、国が指定する病院であり、緩和ケアチーム、相談支援センターなどの設置等が義務づけられています。都道府県に概ね1か所指定される都道府県がん診療連携拠点病院と2次医療圏に1か所選出指定される地域がん診療連携拠点病院があります。
- がん診療連携拠点病院
全国どこに住んでも均しく高度ながん医療を受けることができるよう、厚生労働大臣が指定する病院以外で、国が指定する病院であり、緩和ケアチーム、相談支援センターなどの設置等が義務づけられています。都道府県に概ね1か所指定される都道府県がん診療連携拠点病院と2次医療圏に1か所選出指定される地域がん診療連携拠点病院があります。
- がん診療連携拠点病院
本県のがん医療の充実強化を図るため、厚生労働大臣が指定する病院以外で、がん細胞周囲の正常組織の損傷が最小限に抑えることを満たす高度ながん医療を提供する病院を愛知県独自に指定した病院です。
- 薬物療法（化学療法）
薬物療法とは、薬を使う治療のことです、がんの場合は、抗がん剤、ホルモン剤、ホルモン剤等を使う化學療法を指します。
- 粒子線治療
水素や炭素の原子核を高速に加速したものを粒子線といいます。従来のエックス線による治療と比較して、がん細胞周囲の正常組織の損傷が最小限に抑えられ、がん細胞のみを強力に狙い打ちすることができる点で大きな効果が期待できるがん治療法です。
- 緩和ケア
単なる延命治療ではなく、患者の身体的及び精神的な苦痛を緩和するとともに、生活面でのケア、家族への精神的ケアなどをを行う、患者の「生」への質を重視した医療をいいます。また、こうした機能を持つ専門施設が緩和ケア病棟、又はホスピスといわれています。
- 住宅がん医療総合診療
居宅において療養を行っている施設困難な末期のがん患者に対し、定期的に訪問診療や訪問看護を行い、患者の急変時等にも対応できる体制があるなど総合的医療を提供できる診療所により行われている診療のことです。
- 地域連携クリティカル・バス
地域内で各医療機関が共有する、各患者に対する治療開始から終了までの全体的な計画のことです。
- AVA世代
思春期・若年成人世代 (Adolescent and Young Adult, AYA) を指します。
AVA世代に発症するがんは、診療体制が定まっておらず、小児と成人領域の狭間で患者が適切な治療が受けられない等の特徴があります。

愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

*図・表の修正は煩雑になるためタイルに下線・マーカーをしています

新	旧
第2節 脳卒中対策	
【現状と課題】	【現状と課題】
<p>1 脳血管疾患の患者数等</p> <p>○ 平成29年患者調査（厚生労働省）によれば、平成29(2017)年10月に脳梗塞で入院している推計患者数は4,0千人、その他の脳血管疾患は2,5千人です。 (表2-2-1)</p> <p>○ 本県の脳血管疾患の年齢調整死亡率（人口10万対）は、男性が平成17(2005)年は59.5（61.9）、平成22(2010)年は47.1（49.5）、平成27(2015)年は34.2（37.8）、女性が平成17(2005)年は38.0（36.1）、平成22(2010)年は26.9（26.9）、平成27(2015)年は20.7（21.0）となっています。 *（ ）は全国値</p>	<p>1 脳血管疾患の患者数等</p> <p>○ 平成26年患者調査（厚生労働省）によれば、平成26(2014)年10月に脳梗塞で入院している推計患者数は4,6千人、その他の脳血管疾患は2,8千人です。 (表2-2-1)</p> <p>○ 本県の脳血管疾患の年齢調整死亡率（人口10万対）は、男性が平成17(2005)年は59.5（61.9）、平成22(2010)年は47.1（49.5）、平成27(2015)年は34.2（37.8）、女性が平成17(2005)年は38.0（36.1）、平成22(2010)年は26.9（26.9）、平成27(2015)年は20.7（21.0）となっています。 *（ ）は全国値</p>
<p>2 予防</p> <p>○ 高血压や糖尿病、脂質異常症、喫煙、過度の飲酒などは、脳卒中の危険因子とされており、生活習慣の改善や適切な治療が重要です。</p>	<p>2 予防</p> <p>○ 高血压や糖尿病、脂質異常症、喫煙、過度の飲酒などは、脳卒中の危険因子とされており、生活習慣の改善や適切な治療が重要です。</p>
<p>○ 生活習慣病の発症は、食習慣や運動などの生活習慣を深く関わっていることをすべての県民が理解するよう、周知に努める必要があります。</p> <p>○ 受診率の向上と、医療保険者ごとの受診率の格差解消に努める必要があります。</p> <p>○ 平成20(2008)年度から、医療保険による特定健康診査・特定保健指導が実施されており、本県の特定健康診査実施率は51.6%（平成27(2015)年度）、特定保健指導実施率は19.3%（平成27(2015)年度）です。（全国の特定健康診査実施率：50.1%、特定保健指導実施率17.5%）</p> <p>また、後期高齢者医療の被保険者が</p>	

受診する健康診査の本県の受診率は、35.9%（平成30（2018）年度）であり、保健指導は県内の28市町村において実施されています。（全国の健康診査受診率：29.4%）

- 3 医療提供体制
- 令和元（2019）年10月1日現在、脳神経外科を標榜している病院は110病院、神経内科は81病院です。
 - 平成30（2018）年12月31日現在、主たる診療科が脳神経外科の医師数は387人（人口10万対5.1人、全国5.9人）、神経内科の医師数は325人（人口10万対4.3人、全国4.1人）です。（平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計）

- 4 愛知県医師会の脳卒中システム
- 県医師会の「愛知県脳卒中救急医療システム」では、令和2（2020）年5月28日現在、45医療機関を指定しています。（表2-2-2）

- 5 医療連携体制
- 急性期の医療機能について一定の基準で抽出した高度救命救急医療機関（「医療連携体系図の説明」参照）は平成31年4月1日時点で32病院です。（表2-3）
 - 愛知県医療機能情報公表システム（令和2（2020）年度調査）によると、頭蓋内血腫除去術は55病院で960件、脳動脈瘤根治術は49病院で1,021件、脳血管内手術は58病院で1,392件実施されています。（表2-2-3）
 - 平成29（2017）年4月1日現在で、超急性期脳卒中加算の届出は41病院です。（表2-2-3）
 - また、NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベースによる分析結果）

受診する健康診査の本県の受診率は、35.1%（平成27（2015）年度）であり、保健指導は県内の22市町村において実施されています。（全国の健康診査受診率：27.6%）

- 3 医療提供体制
- 平成29（2017）年10月1日現在、脳神経外科を標榜している病院は110病院、神経内科は120病院です。
 - 平成26（2014）年12月31日現在、主たる診療科が脳神経外科の医師数は330人（人口10万対4.4人、全国5.6人）、神経内科の医師数は289人（人口10万対3.9人、全国3.6人）です。（平成26年医師・歯科医師・薬剤師調査）

- 4 愛知県医師会の脳卒中システム
- 県医師会の「愛知県脳卒中救急医療システム」では、平成29（2017）年10月13日現在、45医療機関を指定しています。（表2-2-2）

- 5 医療連携体制
- 急性期の医療機能について一定の基準で抽出した高度救命救急医療機関（「医療連携体系図の説明」参照）は平成28年度時点で32病院です。（表2-2-3）
 - 愛知県医療機能情報公表システム（平成29（2017）年度調査）によると、頭蓋内血腫除去術は58病院で1,135件、脳動脈瘤根治術は46病院で1,040件、脳血管内手術は46病院で1,017件実施されています。（表2-2-3）
 - 平成29（2017）年4月1日現在で、超急性期脳卒中加算の届出は41病院です。（表2-2-3）
 - また、NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベースによる分析結果）

- 重篤な救急患者のためには、救急医療提供体制と連携医療システムの整備を進めが必要があります。
- 救急隊が「脳卒中疑い」と判断するものについては、「傷病者の搬送及び受入の実施に関する基準」を策定し、平成24（2012）年4月1日から運用しています。今後、当該基準の運用状況について、消防機関と医療機関の双方が有する情報を調査・分析し、必要があるときは見直しを行いう必要があります。
- 緊急性の高い救急医療については、アクセス時間等を考慮し、医療圏を越えた対応が必要です。

- 急性期脳梗塞に対するt-PA製剤投与の状況（平成26年対するt-PA製剤投与）と、本県は87.8と全国平均（100）よりも低くなっています。DPC調査対象病院のt-PAが実施状況（平成26（2014）年度）をみると、実施件数が少ない医療圏があります。（表2-2-4）
- 医療圏別に見ると、東三河北部医療圏では、脳血管領域における治療病院、t-PA製剤投与実施病院がありません。
- 携体制推進事業（名古屋大学）による多くの患者が、他の医療圏へ流出している医療圏と、多くの患者が、他の医療圏へ流出している医療圏があります。（表2-2-5）
- 救急要請（覚知）から医療機関への収容までに要した平均時間は、全国が39.4分に対し、本県は32.1分となっています。（平成26年救急・救助の現状）
- 脳血管疾患により救急搬送された患者数（人口10万人対）をみると、県全体で回復期の医療機能は12.9となっています。（平成26年患者調査）
- 「愛知県地域医療構想」に定める令和7（2025）年の必要病床数と令和元（2019）年の病床数を比較すると、県全体で回復期の医療機能は11,065床の不足となっています。
- 令和元（2019）年11月1日現在、回復期リハビリテーション病床を有する病院は70病院です。
- また、脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院は217か所です。（愛知県医療機能情報公表システム（令和2年度調査））
- 平成27（2015）年度のNDB（レセプト情報・特定健診等情報データベースによる分析結果）によると、本県の地域連携クリティカルパスに基づく診療計画作成等の実施件数（人口10万対）は、全
- 急性期脳梗塞に対するt-PA製剤投与や血管内治療が有効ですが、医療機能が十分でない医療圏については隣接する医療圏との連携を図り医療の確保をする必要があります。
- 脳卒中発症後の急性期医療とリハビリテーションを含めた診療体制の整備・充実を進めいく必要があります。
- DPC導入の影響評価に係る調査（平成26（2014）年度）によると、多くの患者が、他の医療圏へ流出している医療圏があります。（表2-2-5）
- 救急要請（覚知）から医療機関への収容までに要した平均時間は、全国が39.4分に対し、本県は32.1分となっています。（平成26年救急・救助の現状）
- 脳血管疾患により救急搬送された患者数（人口10万人対）をみると、全国が16.4に対し、本県は12.9となっています。（平成26年患者調査）
- 「愛知県地域医療構想」に定める平成37（2025）年の必要病床数と、県全体で回復期の医療機能は13,326床の不足となります。
- 平成29（2017）年4月1日現在、回復期リハビリテーション病床を有する病院は64病院です。
- また、脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院は183か所です。（愛知県医療機能情報公表システム（平成29年度調査））
- 平成27（2015）年度のNDB（レセプト情報・特定健診等情報データベースによる分析結果）によると、本県の地域連携クリティカルパスに基づく診療計画作成等の実施件数（人口10万対）は、全
- 年齢調整レセプト出現比で脳梗塞に対するt-PA製剤投与の状況（平成26年度（2014））を見ると、本県は87.8と全国平均（100）よりも低くなっています。DPC調査対象病院のt-PAが実施状況（平成26（2014）年度）をみると、実施件数が少ない医療圏があります。（表2-2-4）
- 医療圏別に見ると、東三河北部医療圏では、脳血管領域における治療病院、t-PA製剤投与実施病院がありません。
- DPC導入の影響評価に係る調査（平成26（2014）年度）によると、多くの患者が、他の医療圏へ流出している医療圏があります。（表2-2-5）
- 救急要請（覚知）から医療機関への収容までに要した平均時間は、全国が39.4分に対し、本県は32.1分となっています。（平成26年救急・救助の現状）
- 脳血管疾患により救急搬送された患者数（人口10万人対）をみると、全国が16.4に対し、本県は12.9となっています。（平成26年患者調査）
- 「愛知県地域医療構想」に定める令和7（2025）年の必要病床数と令和元（2019）年の病床数を比較すると、県全体で回復期の医療機能は11,065床の不足となっています。
- 令和元（2019）年11月1日現在、回復期リハビリテーション病床を有する病院は70病院です。
- また、脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院は217か所です。（愛知県医療機能情報公表システム（令和2年度調査））
- 平成27（2015）年度のNDB（レセプト情報・特定健診等情報データベースによる分析結果）によると、本県の地域連携クリティカルパスに基づく診療計画作成等の実施件数（人口10万対）は、全

- 国の39.3に対し、46.8人となっています。
- 在宅等の生活の場に復帰した患者の割合は、全国が52.8%に対し、本県は57.3%となっています。(平成26年患者調査)
- 本県における脳卒中の退院患者平均在院日数は71.1日であり、全国平均の89.1日と比べて短くなっています。(平成26年患者調査)
- 脳卒中患者に対する口腔管理体制が不十分です。

【今後の方策】

○ 愛知県循環器病对策推進計画を策定し、脳卒中対策を総合的かつ計画的に推進していきます。

- 疾患予防のため、個々の生活習慣と疾患との関連について県民の理解を深めるとともに、早期発見・早期治療のため、関係機関と連携し、特定健康診査受診率向上に向けた取組を支援していきます。
- 「傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準」の運用状況について、消防機関と医療機関の双方が有する情報を調査・分析し、必要があるときは見直しを行っていきます。
- 発症後の急性期医療からリハビリーションに至る治療体制の整備を進めています。
- 医療機能が十分でない医療圏については、隣接する医療圏との連携が図られるようになります。
- 不足が見込まれる回復期の医療機能が充足できるよう、病床の転換等を支援します。
- 全身の健康状態の回復及び誤嚥性肺炎などの合併症予防のため、病院・診療所・歯科診療所が連携して口腔ケアを支援していきます。
- 在宅歯科医療連携室を活用し、多職種で連携して在宅歯科医療及び口腔管理の充実を行っていきます。

【目標値】

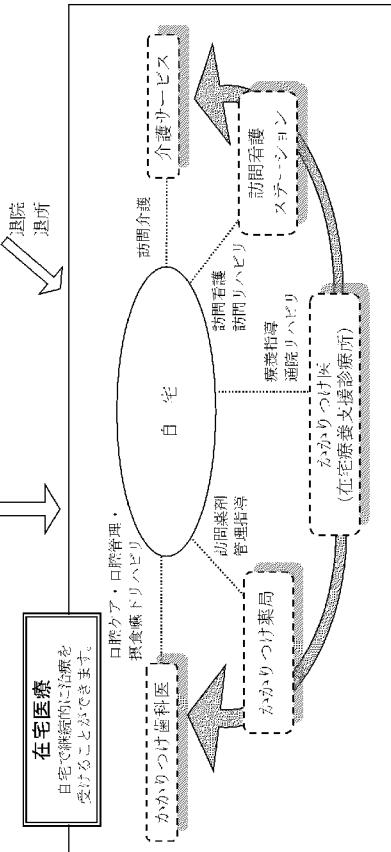
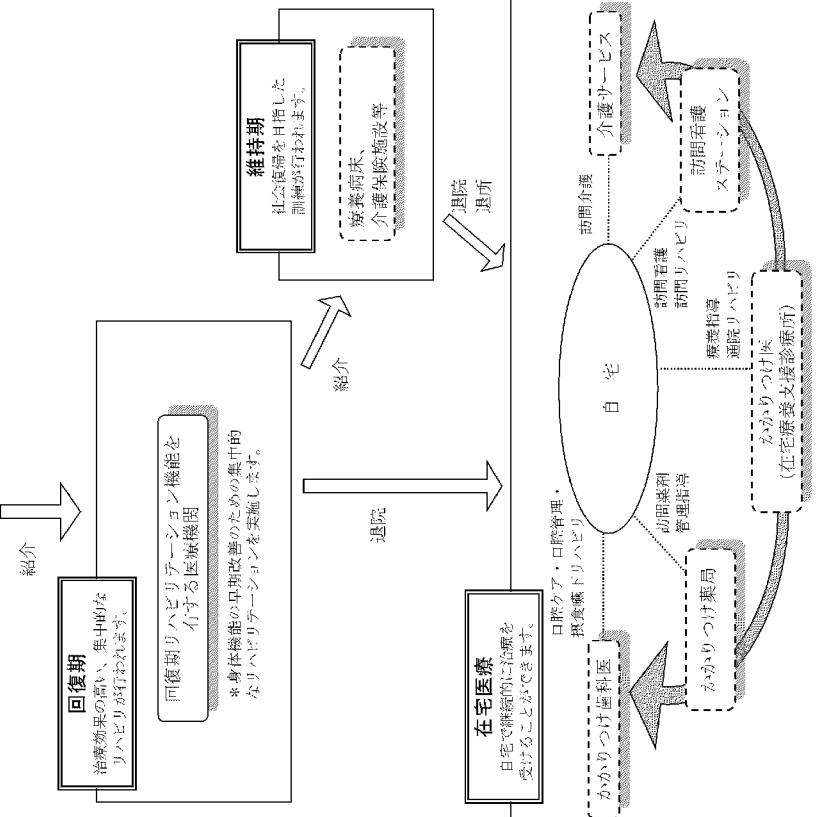
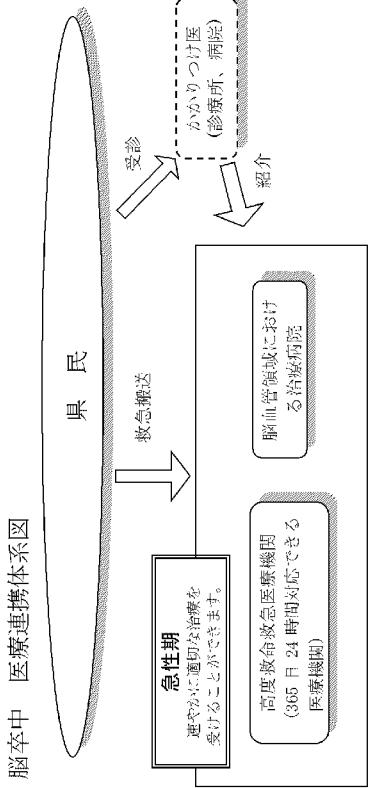
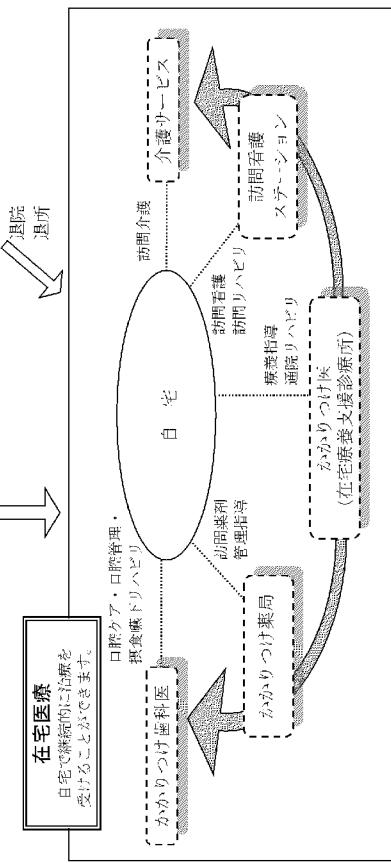
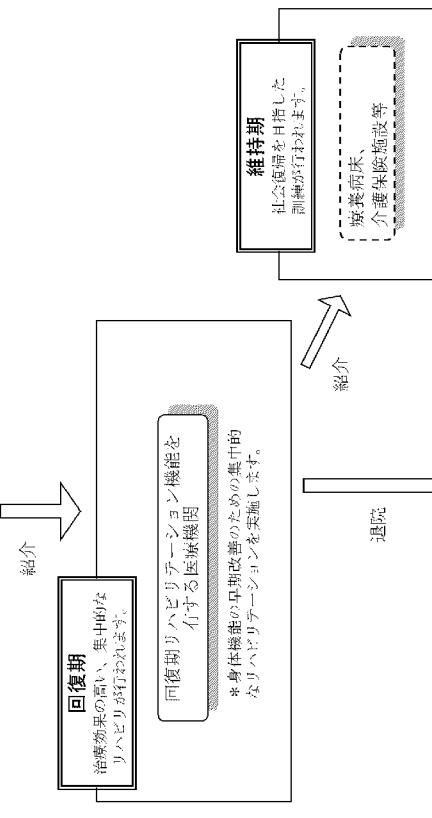
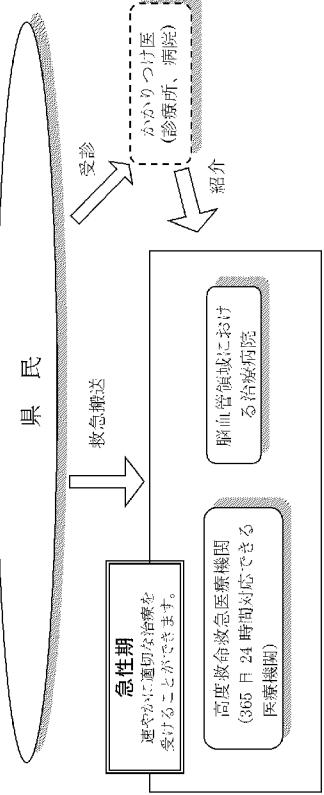
歯科医療連携室開設比率（人口10万対）			
男性	34.2	—	38.0以下
女性	20.7	—	24.0以下 (平成17(2005)年度) (令和4(2022)年度)

【目標値】

脳血管疾患年齢調整死亡率（人口10万対）			
男性	34.3	—	38.0以下
女性	20.7	—	24.0以下 (平成17(2005)年) (令和4(2022)年)

脳卒中 医療連携体系図

脳卒中 医療連携体系図



【脳卒中 医療連携体系図の説明】

- 急性期
 - ・県民は、「高度救命救急医療機関」や「脳血管領域における治療病院」で専門的な治療を受けます。
 - ・「高度救命救急医療機関」とは、救急対応専門医師数7名以上（7人未満の場合は時間外対応医師（病院全体・当直）が4名以上）かつ脳神経外科医師と神経内科医師の両方が在籍する病院です。
 - ・「脳血管領域における治療病院」とは、頭蓋内血腫除去術、脳動脈瘤頸部クリッピング（脳動脈瘤包帯、脳動脈瘤流入血管クリッピング（開頭）含む）または脳血管内手術を実施している病院です。
- 回復期
 - ・県民は、回復期リハビリテーション機能をもつ医療機関で、身体機能の早期改善のための集中的なリハビリテーションを受けます。
 - ・「回復期リハビリテーション機能を有する医療機関」とは、回復期リハビリテーション病棟の届出を行っている病院、又は脳血管疾患等リハビリテーション科を算定している病院です。
- 継続期
 - ・県民は、療養病床のある病院や介護保険施設等で、生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受け、在宅等への復帰及び日常生活の継続を行います。
 - 在宅医療
 - ・かかりつけ医を始め保健・医療・福祉が連携して在宅等の生活の場で療養できるようにします。

※ 具体的な医療機関名は、別表に記載しています。

【脳卒中 医療連携体系図の説明】

- 急性期
 - ・県民は、「高度救命救急医療機関」や「脳血管領域における治療病院」で専門的な治療を受けます。
 - ・「高度救命救急医療機関」とは、救急対応専門医師数7名以上（7人未満の場合は時間外対応医師（病院全体・当直）が4名以上）かつ脳神経外科医師と神経内科医師の両方が在籍する病院です。
 - ・「脳血管領域における治療病院」とは、頭蓋内血腫除去術、脳動脈瘤頸部クリッピング（脳動脈瘤包帯、脳動脈瘤流入血管クリッピング（開頭）含む）または脳血管内手術を実施している病院です。
- 回復期
 - ・県民は、回復期リハビリテーション機能をもつ医療機関で、身体機能の早期改善のための集中的なリハビリテーションを受ける医療機関」とは、回復期リハビリテーション病棟の届出を行っている病院、又は脳血管疾患等リハビリテーション科を算定している病院です。
- 継続期
 - ・県民は、療養病床のある病院や介護保険施設等で、生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受け、在宅等への復帰及び日常生活の継続を行います。
 - 在宅医療
 - ・かかりつけ医を始め保健・医療・福祉が連携して在宅等の生活の場で療養できるようにします。

※ 具体的な医療機関名は、別表に記載しています。

表2-2-1 医療の推計入院患者数 (施設所在地)

医療圏	平成29年10月の推計入院患者数 (施設所在地)			単位：千人
	名古屋	張中	脳梗塞	
名古屋	1.2	0.8	0.8	0.9
海尾	0.3	0.1	0.1	0.1
尾張東部	0.3	0.2	0.2	0.2
尾張西部	0.2	0.2	0.2	0.2
尾張北部	0.3	0.2	0.2	0.2
知多半島	0.2	0.1	0.2	0.1
西三河北部	0.2	0.2	0.2	0.1
西三河東部	0.3	0.3	0.3	0.1
西三河南部	0.4	0.3	0.3	0.4
東三河北部	0	0	0	0
東三河南部	0.7	0.3	0.3	0.4
計	4.0	2.5	2.5	2.8

資料：平成28年患者調査（厚生労働省）

注1：端数処理により医療圏ごとの合計と計上一致していない

注2：0は推計入院患者数が30人未満

表2-2-1 病院の推計入院患者数 (施設所在地)

医療圏	平成26年10月の推計入院患者数			単位：千人
	名古屋	張中	脳梗塞	
名古屋	1.5	1.5	1.5	0.9
海尾	0.3	0.3	0.3	0.1
尾張東部	0.3	0.3	0.3	0.2
尾張西部	0.2	0.2	0.2	0.2
尾張北部	0.4	0.4	0.4	0.2
知多半島	0.2	0.2	0.2	0.1
西三河北部	0.2	0.2	0.2	0.1
西三河南部	0.3	0.3	0.3	0.1
西三河南部	0.5	0.5	0.5	0.4
東三河北部	0.1	0.1	0.1	0
東三河南部	0.7	0.7	0.7	0.4
計	4.6	4.6	4.6	2.8

資料：平成26年患者調査（厚生労働省）

注1：端数処理により医療圏ごとの合計と計上一致していない

注2：0は推計入院患者数が30人未満

用語の解説

- 護嚙性肺炎
食べ物や異物、痰などの逆流物などが気道内に入つたことが原因で発生する肺炎です。特に高齢者や脳卒中患者においては、飲み込みをコントロールする神経や筋力の低下が生じることが多くみられます。
○ 搾食嚥下リハビリ
食べ物もしくは食べ物以外の器具を用いて、飲み込む動作を練習し、口から食事ができるようになることを手助けするリハビリーションです。

用語の解説

- 護嚙性肺炎
食べ物や異物、痰、胃からの逆流物などが気道内に入つたことが原因で発生する肺炎です。特に高齢者や脳卒中患者においては、飲み込みをコントロールする神経や筋力の低下が生じることが多くみられます。
- 搾食嚥下リハビリ
食べ物もしくは食べ物以外の器具を用いて、飲み込む動作を練習し、口から食事ができるようになることを手助けするリハビリーションです。